

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年1月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年2月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

香川県知事 池田豊人

事業主体名	土地改良事業名	縦覧場所
西田井地区共同施行	地域計画実現化促進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 西田井地区	まんのう町 建設土地改良課
中村地区共同施行	地域計画実現化促進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 中村地区	〃